

○厚生労働省令第八十五号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第六条第一項及び第十条の規定に基づき、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

第三条（見出しを含む。）中「第九条第一項」を「第十条」に改め、同条第一号中「通勤手当」の下に「

（職務の内容（法第八条に規定する職務の内容をいう。以下同じ。）に密接に関連して支払われるものを除く。）を加え、同条第七号中「（法第八条第一項に規定する職務の内容をいう。次条において同じ。）」を削る。

第四条の見出し中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第六条（見出しを含む。）及び第七条中「第十五条」を「第十七条」に改める。

第八条中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第九条中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十三条」を「第二十六条」に改める。
第十条から第三十三条までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二

十七年四月一日）から施行する。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

2 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年
厚生省 労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。
別表第四十一号中「第二十二條第一項」を「第二十五條第一項」に改める。